

特例適用審査表 (措法34の3: 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合の800万円の特別控除)

名簿番号	
------	--

1 整理・点検	あり	なし
(1) 確定申告書への特例適用の記載	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表兼計算明細書)の記載・提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 添付書類 (法定添付書類) 農地保有の合理化等の証明書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(4) 添付書類 (任意添付書類)		
イ 譲渡資産に係る売買契約書、損失補償契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ロ 譲渡資産の取得時の売買契約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ハ 譲渡費用の領収書等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ニ その他()	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

根拠条文等	措法34の3・措令22の9・措規18・措通34の3-1
-------	-----------------------------

2 審査

A 農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合に該当するか否かの検討

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査事績
① 措法34条の3第2項各号に掲げる場合に該当するか? (事前協議を了している事業か?)			◆ [Redacted]
② 農地保有の合理化等の証明書等は添付されているか?			◆ 農地保有の合理化等の証明書等の添付を要する (措法34の3③、措規18④) ◆ 証明書の区分一覧参照(措通34の3-1、別表5)
③ 土地等は固定資産か?			◆ [Redacted] (棚卸資産又は棚卸資産に準ずる資産の場合は、特例適用不可)
④ 特例の対象としたのは土地等の譲渡だけか?			◆ 当該特例の対象は土地等の譲渡に限られる ⇒ 当該土地等の上にある建物等、立木又は借家権の譲渡は適用不可(措法34の3①) ☆ 資産の譲渡とみなされる借地権の設定も適用不可(措法34の3①、措通34-3)
⑤ 農業委員会のあっせんによる譲渡の場合の売買契約日は?			◆ 農業委員会のあっせんによる譲渡(措法34の3②一)であるにもかかわらず、売買契約が農業委員会のあっせんの日より前に締結されていないか?

※ 1 [Redacted]

2 措法33の4、34、34の2と異なり、本特例を適用することで所得税の額が算出されない場合であっても申告が必要(措法34の3③)。

B 他の特例との関係

審査項目	適	否	審査上の留意事項・審査事績
⑥ 措法34条の3の特例に該当する土地等の全部又は一部について一定の特例を適用していないか?			◆ 本特例に該当する土地等の全部又は一部について次の特例を適用する場合は、本特例の適用不可(措法31の2④、34の3①、35の2②、35の3②三) [措法31の2、35の2、35の3、37、37の4、37の9]

判定		
適	要 説明	否